

令和 7年 3月 7日
河合町監査委員

令和7年度監査計画

河合町監査基準第2条「監査等の範囲及び目的」及び第7条「監査計画」に基づき、次のとおり令和7年度の監査を実施する。

1 基本方針

河合町監査基準に基づき、合規制、正確性、経済性、効率性及び有効性の点を踏まえた監査を実施する。

- ①事務作業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に則っているか。
- ②予算執行及び財産管理等が適切かつ効率的に実施されているか。
- ③事務事業等が計画的かつ適切な内容と規模で実施され、経済的かつ効果的に運営されているか。

さらに、前年度の定期監査及び外部監査結果を踏まえ、次の事項を重点項目とした監査を実施する。

- ①リスクや事務処理のルール等に対する条件整備と遵守体制を確認し、指導や助言に重点を置く。
- ②監査の結果、意見及び指摘したことについては、講じた措置について速やかな報告を求め、監査の実効性を確保するため「監査フォローアップ」を継続する。
- ③監査結果等は、町長及び議長に報告すると共に、町民にわかりやすく公表するように努め、速やかな情報発信を行う。

2 実施方針

(1)定期行政監査〔地方自治法第199条第1項、第4項(以下「法」という。)]〕

定期監査及び個別外部監査等において、指摘又は意見された事項は措置状況を確認したうえで、是正や改善が認められない事項には是正と改善を促し、継続した検証を行うとともに、類似事案の再発防止の取組みについて啓発等を行う。監査結果に関する報告及び意見を提出した事項並びに勧告した事項について、その原因や是正又は改善の取組を含めて、監査対象部課だけでなく全庁的に共有することで、各部課の主体的な業務の改善につなげるため、次の①～④について、「監査フォローアップ」を定期行財政監査とする。

- ①令和6年3月個別外部監査「私債権(住宅使用料)の債権管理」
- ②令和6年度行政監査「公有財産の管理状況について」

③令和7年2月個別外部監査「団体に対する補助金の支出」

④令和7年3月特別監査「公有地調査検討委員会報告書」

(2) 例月出納検査〔法第235条の2第1項〕

会計管理者、下水道事業管理者から検査資料の提出を求め、出納関係諸帳簿等を検査するとともに、関係職員の説明を求める。

(3) 決算審査〔法第233条第2項、公営企業法第30条第2項〕

決算書と関係諸表の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業経営が適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として、事務作業の効果、合理性等の財政運営の妥当性について実施する。

(4) 基金運用状況審査〔法第241条第5項〕

基金運用状況を示す書類を確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として実施する。

(5) 財政健全化審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの健全化比率と公営企業に関する「資金不足比率」について、比率算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施する。

(6) 随時監査〔法第199条第2項、第5項〕

必要に応じて実施する。

3 実施時期

「令和7年度月別監査実施予定表」による。

4. その他

当該年間監査計画に定める監査等のほか、監査を実施する必要が生じた場合は、その都度協議して実施する。

令和7年度月別監査実施予定表

| 年 月 | 監 査 等 の 種 類 |
|-------------------------|--|
| 4月25日(金) | 令和6年度 3月分(2月分) 例月現金出納検査 |
| 5月26日(月) | 令和6年度 4月分 例月現金出納検査〔出納整理期間分〕 令和7年度 4月分(3月分) 例月現金出納検査 |
| 6月25日(水) | 令和6年度 5月分 例月現金出納検査〔出納整理期間分〕 平成7年度 5月分(4月分) 例月現金出納検査 |
| 7月25日(金) | 令和7年度 6月分(5月分) 例月現金出納検査 決算監査打合せ |
| 8月25日(月) 4日(月)～8日(金) | 令和7年度 7月分(6月分) 例月現金出納検査 令和6年度 決算審査【一般及び特別会計】【水道・下水道事業会計】 令和6年度 財政健全化審査 |
| 9月25日(木) | 令和7年度 8月分(7月分) 例月現金出納検査 |
| 10月27日(月) | 令和7年度 9月分(8月分) 例月現金出納検査 |
| 11月25日(火) | 令和7年度 10月分(9月分) 例月現金出納検査 |
| 12月25日(木) | 令和7年度 11月分(10月分) 例月現金出納検査 |
| 令和8年 1月26日(月) | 令和7年度 12月分(11月分) 例月現金出納検査 |
| 2月25日(水) 2月中旬 | 令和7年度 1月分(12月分) 例月現金出納検査 令和8年度 監査計画打合せ |
| 3月25日(水) 3月上旬 | 令和7年度 2月分(1月分) 例月現金出納検査 令和8年度 監査計画作成 |

- ・()は、水道事業・下水道事業分。※5月以降は下水道事業のみ。
- ・資料等の詳細は、その都度通知する。
- ・監査は原則午前9時30分から実施する。
- ・行政監査(地方自治法第199条第1項、第4項)は、必要に応じて監査テーマを決めるめ、日程及び監査テーマは別途通知する。
- ・随時監査(地方自治法第199条第2項、第5項)も行政監査と同様とする。